

# JIS

## 自転車発電ランプ用電球

JIS C 7510 : 2000

(JELMA/JSA)

(2006 確認)

平成 12 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS C 7510 : 1992は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願等の知的財産所有権にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 7510 : 2000には、次に示す附属書がある。

- 附属書1(規定) 試験方法
- 附属書2(規定) 自転車発電ランプ用電球・尾灯用
- 附属書3(参考) 使用上の注意事項の表示
- 附属書4(参考) ISO 6742-1に規定している電球

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 25. 3. 13 改正：平成 12. 3. 20

官 報 公 示：平成 12. 3. 21

原案作成者：社団法人 日本電球工業会 (☎100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7-1 有楽町電気ビル北館12階 TEL 03-3201-2641)

財団法人 日本規格協会 (☎107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会 (部会長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

ページ

<b>第1章 一般</b>	
1.1 適用範囲 .....	1
1.2 引用規格 .....	1
1.3 定義 .....	1
1.4 種類 .....	1
<b>第2章 電球のデータシート</b>	
2.1 電球のデータシートの付番方法 .....	2
2.2 電球の形式及びデータシート番号 .....	2
<b>第3章 性能及び寸法</b>	
3.1 性能 .....	3
3.2 寸法 .....	3
<b>第4章 合否判定</b>	
4.1 試験 .....	3
4.2 検査 .....	3
<b>第5章 表示及び製品の呼び方</b>	
5.1 製品の呼び方 .....	4
5.2 表示 .....	4
<b>附属書</b>	
附属書1(規定) 試験方法 .....	9
附属書2(規定) 自転車発電ランプ用電球・尾灯用 .....	10
附属書3(参考) 使用上の注意事項の表示 .....	12
附属書4(参考) ISO 6742-1に規定している電球 .....	13
解説 .....	21

白  
紙

## 自転車発電ランプ用電球

C 7510 : 2000

## Incandescent lamps for bicycle dynamo lamps

## 第1章 一般

**1.1 適用範囲** この規格は、次の条件を満足する自転車発電ランプに使用する電球(以下、電球という。)について規定する。

定格電圧 6 V

ガラス球形状 G, B又はT

口金 E10/13又はEP10/14×11

**備考** 口金の形式と寸法は、JIS C 7709-1による。

**1.2 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによってこの規格の規定の一部を構成する。発効年(又は発行年)の記載されていないものは、その最新版を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JIS C 1609 照度計

JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金

**備考** IEC 60061-1 : 1996 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety. Part 1 : Lamp capsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 7709-3 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ

**備考** IEC 60061-3 : 1996 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety. Part 3 : Gaugesからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 7710 電球類ガラス管球の形式の表し方

**備考** IEC 60887 : 1988 Glass bulb designation system for lampsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 7801 電球類試験方法通則

JIS C 9502 自転車用発電ランプ

JIS Z 8113 照明用語

ISO 6742-1 : 1987 Cycles—Lighting and retro-reflective devices—Photometric and physical requirements—  
Part 1 : Lighting equipment

**1.3 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 8113に規定する用語によるほか、次による。

- a) **定格電圧**(Rated voltage) 電球に表示した電圧。
- b) **寿命**(Life) フィラメントが切れるまでの点灯時間。
- c) **定格寿命**(Rated life) 長期間にわたり製造した同一形式の電球の寿命の平均値に基づいて規定した値。
- d) **耐過電圧性** 電球への過電圧の印加によるフィラメントの耐力性。
- e) **基準面**(Reference plane) 光中心距離を定める基準となる面。

**1.4 種類** 種類は形式によって、2.2のとおりとする。